

愛媛県生活習慣病予防協議会  
肝がん部会  
(愛媛県肝炎対策協議会)

日時：令和7年2月17日（月） 18：30～20：00

会場：愛媛県庁第1別館 3階 第3会議室



愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会  
(愛媛県肝炎対策協議会)

次 第

日時：令和7年2月17日(月) 18:30~20:00  
場所：愛媛県庁 第1別館 3階 第3会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 愛媛県の現状
- (2) 令和6年度肝炎対策の取組状況について
- (3) 肝炎ウイルス検診精密検査実施医師について
- (4) 愛媛県肝炎治療特別促進事業等の実施要綱改正案について
- (5) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 議事次第(次第、委員名簿、配席図、愛媛県生活習慣病予防協議会設置要綱、愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会業務実施要領)
- 資料1 愛媛県の現状
- 資料2 令和6年度肝炎対策の取組状況について
- 資料3 肝炎ウイルス検診精密検査実施医師について
- 資料4 愛媛県肝炎治療特別促進事業等の実施要綱改正案について
  
- 参考資料1 第3次愛媛県肝炎対策推進計画の概要
- 参考資料2 令和7年度肝炎対策予算案の概要(厚生労働省)

愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会（愛媛県肝炎対策協議会）

【令和7年2月17日（月）開催】

出席者名簿

氏名	役職	備考
日浅陽一	愛媛大学大学院医学系研究科医学専攻 消化器・内分泌・代謝内科学教授	部会長
堀池典生	済生会今治第二病院長	副部会長
平岡淳	愛媛県立中央病院消化器内科主任部長	部会員
徳本良雄	愛媛大学大学院医学系研究科消化器・内分泌・代謝内科学講座准教授 愛媛大学医学部附属病院肝疾患診療相談センター長	部会員
中村清司	松山市保健所長	部会員
浅木彰則	四国がんセンター 消化器内科医長	部会員
武田せい子	薬害C型肝炎訴訟原告	部会長が必要と認めた者
松岡貞江	愛媛肝炎の会（甘草の会）代表	部会長が必要と認めた者
垂水謙庄	全国B型肝炎訴訟愛媛原告	部会長が必要と認めた者

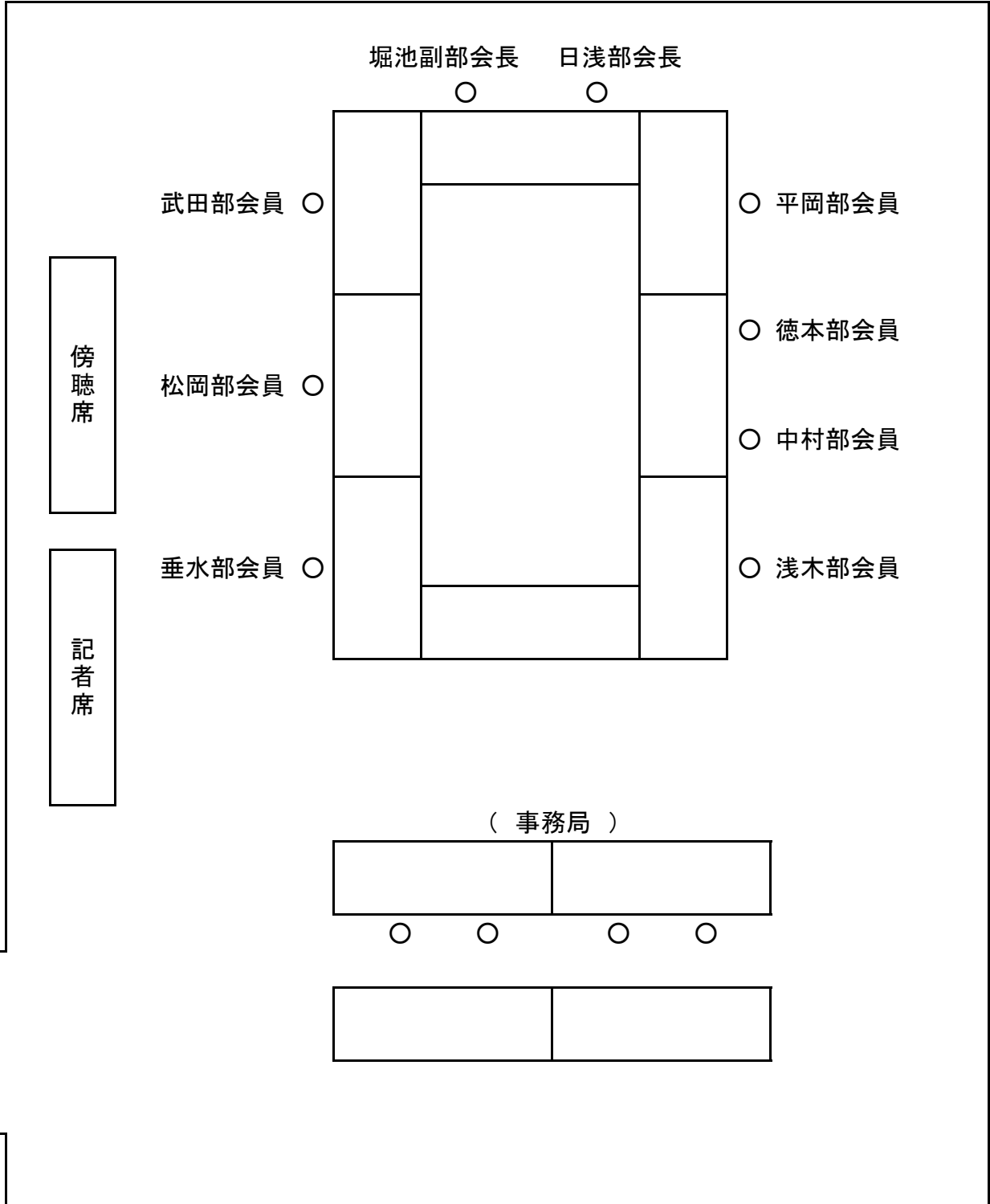
【事務局】

所属	職名	氏名
保健福祉部健康衛生局健康増進課	課長	中田一郎
〃	主幹	杉山力
〃 感染症対策G	担当係長	仙波敬子
〃	技師	平松夕奈

# 愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会配席図

令和7年2月17日（月）18：30～

愛媛県庁第1別館3階第3会議室



## 愛媛県生活習慣病予防協議会設置要綱

### (設置)

第1条 がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町、医療保険者及び検診実施機関に対し検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うとともに、生活習慣病対策の推進を図るため、愛媛県生活習慣病予防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。)第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 生活習慣病検診の精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病検診情報の分析及び評価に関すること。
- (3) 生活習慣病登録の評価と精度管理に関すること。
- (4) その他生活習慣病対策の推進に必要な事項。

### (組織)

第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、生活習慣病に関する専門知識を有する者及び県職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じたときにおける後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 協議会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

### (部会)

第7条 協議会に、協議会の任務に係る事項を専門的に検討させるため、消化器がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、前立腺がん部会、肝がん部会、がん登録部会及び循環器疾患等部会を置く。

2 肝がん部会は、第2条に定めるもののほか、特に肝炎対策における必要な検討等を行うものとする。

3 がん登録部会は、第2条に定めるもののほか、がん登録推進法の規定による審議を行うものとする。

4 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

### (部会長及び副部会長)

第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(関係者の出席)

第9条 会長及び部会長は、必要と認めるときは、協議会又は部会に委員及び部会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第10条 がん登録部会に専門委員1人を置く。

2 専門委員は、個人情報の保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 第4条の規定は、専門委員に準用する。

(がん登録推進法の規定による審議)

第11条 協議会は、がん登録推進法の規定による審議を行う場合においては、がん登録部会の議決をもって、協議会の議決とみなすものとする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年3月31日において、改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の第3条第2項の規定により委員に委嘱又は任命されている者の任期は、旧要綱第4条第1項の規定にかかわらず、同日付けで満了したものとする。

附 則

この要綱は、平成元年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度中に要綱第3条2項の規定により委員に委嘱又は任命された者の任期は、要綱第4条1項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。



## 愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会業務実施要領

この要領は、愛媛県生活習慣病予防協議会設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、要綱第7条及び第10条の規定に基づき、愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会（以下「肝がん部会」という。）の業務等について必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 肝がん部会は、要綱に定めるもののほか、愛媛県における肝炎対策を推進するため、肝炎に関する事項について必要な検討を行うとともに、関係機関との連絡・調整を図る。

### （業務）

第2条 肝がん部会の業務は、要綱に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- （1）要診療者に対する相談及び診療指導
- （2）要診療者の受診状況や治療状況の把握
- （3）ハイリスクグループに検診を勧奨する方策
- （4）持続感染者が継続的な健康管理を受けていない場合の改善方策
- （5）かかりつけ医と専門医療機関との連携
- （6）高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- （7）医療機関情報の収集と提供
- （8）人材の育成
- （9）その他肝炎対策の推進に必要な事項

### （会議）

第3条 要綱第6条に定める会議のほか、肝がん部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が議長となる。

### （関係者の出席）

第4条 部会長が必要と認めた時は、肝がん部会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### （雑則）

第5条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、肝がん部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成19年12月12日から施行する。